

鳥類を飼養している皆様へ

高病原性鳥インフルエンザ対策について



高病原性鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザのうち、鶏などの鳥類に対し、全身症状など特に強い病原性をもち、高い致死率を示す特定のウイルスによる疾患を「高病原性鳥インフルエンザ」といいます。

この病気は鳥から鳥に、直接または排泄物等を介して広がります。

感染した鳥類は、震え、起立不能などの神経症状や、元気消失、食欲消失などの様々な症状がみられます。また、しばしば症状を示さず急死します。

鳥類を飼養する場合は、次のことに注意しましょう！

○ 鳥類の世話をするときは

- ・清掃や糞の始末をするときは、マスク、手袋、エプロン等を着用してください。
- ・鳥類との濃厚な接触を避け、さわった後には必ず手を洗いましょう。
- ・鳥類の世をする人の体調に異常がみられたら、すぐに医療機関を受診しましょう。

○ 飼養施設の管理は

- ・定期的に清掃、消毒しましょう。（消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液、エタノールなど）
- ・野鳥や野生生物が侵入しないよう、破損個所の点検、修理をしましょう。
- ・できる限り、飼っている鳥類を飼養施設の外に出さないようにしましょう。

鳥類の健康管理を行いましょう！

日頃から飼っている鳥類の健康状態（異常の有無）をよく観察してください。

飼っている鳥類に異常がみられたときは、最寄りの動物病院または保健所に連絡してください。

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
岐阜保健所	058-380-3003	可茂保健所	0574-25-3111（代）
本巣・山県センター	058-213-7268	東濃保健所	0572-23-1111（代）
西濃保健所	0584-73-1111（代）	恵那保健所	0573-26-1111（代）
揖斐センター	0585-23-1111（代）	飛騨保健所	0577-33-1111（代）
関保健所	0575-33-4011（代）	下呂センター	0576-52-3111（代）
郡上センター	0575-67-1111（代）	岐阜市保健所	058-252-7195